

令和7年9月市議会 総務委員会資料

- 第124号議案 長崎市体育館条例の一部を改正する条例
- 第125号議案 長崎市民水泳プール条例の一部を改正する条例
- 第126号議案 長崎市民アーチェリー場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3 ~ 11
3 使用料の再算定	12 ~ 26
4 新旧対照表	27 ~ 53
【参考1】 条例施行規則で制定するもの	54 ~ 60
【参考2】 使用料・手数料の算定方針	61 ~ 66
【参考3】 使用料の改定	67 ~ 68
【参考4】 使用料・手数料の見直しに伴う 指定管理者制度導入施設への対応について . .	69 ~ 71

市 民 生 活 部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（市民生活部所管分）

条 例	施設名
長崎市体育館条例	深堀体育館
	三和体育館
	琴海南部体育館
	三重体育館
	諏訪体育館
長崎市民水泳プール条例	小ヶ倉プール
	網場プール
	総合プール
	神の島プール
長崎市民アーチェリー場条例	アーチェリー場

2 改正の内容

(1) 体育館（長崎市体育館条例）

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表1～5（第8条及び第10条関係））

（ア）深堀体育館

区 分		現 行	改正案
卓球（1台につき）		157円	310円
バドミントン（1面につき）		256円	380円
バレーボール		644円	900円
その他		644円	900円

（イ）三和体育館

区 分			現 行	改正案
専用利用	体育館	平日	1,100円	1,540円
		土日祝	1,320円	1,840円
	会議室	平日	220円	440円
		土日祝	261円	390円
練習利用	卓球（1台につき）		104円	310円
	バドミントン（1面につき）		104円	380円
	バレーボール（1面につき）		157円	900円
	バスケットボール（1面につき）		220円	900円

2 改正の内容

(ウ) 琴海南部体育館

区 分		現 行			改正案
体育館	1階	1,424円			1,990円
	2階	220円			440円
区 分		現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
会議室		220円	272円	492円	390円

(エ) 三重体育館

区 分		現 行			改正案
体育館	卓球（1台につき）	157円			310円
	バドミントン（1面につき）	256円			380円
	バレーボール（1面につき）	644円			900円
	バスケットボール（1面につき）	644円			900円
	その他	644円			900円

区 分		現 行	冷暖房	現行＋冷暖房	改正案
会議室	第1会議室	104円	100円	204円	200円
	第2会議室	104円	100円	204円	200円

(オ) 諏訪体育館

区 分	現 行	改正案
柔道場または剣道場	419円	620円
相撲場、ボクシング場または弓道場	209円	410円

2 改正の内容

(カ) その他

区 分	現 行	改正案
利用者が準備又はリハーサルのために利用する場合の金額	表に掲げる額の4割に相当する額	表に掲げる額の5割に相当する額

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

2 改正の内容

(2) プール（長崎市民水泳プール条例）

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表1～3（第8条及び第10条関係））

（ア）小ヶ倉プール

区 分		現 行	改正案
一般		70円	140円
こども（高校生）		40円	70円
こども（小中学生）		30円	70円
回数券	一般	700円	1,400円
	こども（高校生）	400円	700円
	こども（小中学生）	300円	700円

（イ）網場プール

区 分		現 行	改正案
一般		230円	460円
こども（高校生）		230円	230円
こども（小中学生）		110円	230円
幼児		50円	0円
回数券	一般	2,300円	4,600円
	こども（高校生）	2,300円	2,300円
	こども（小中学生）	1,100円	2,300円
	幼児	500円	0円

2 改正の内容

(ウ) 総合プール

① 入館料

区 分		現 行	改正案
基本料金 (2時間につき)	一般	470円	700円
	こども(高校生)	310円	350円
	こども(小中学生)	150円	350円
	幼児	150円	0円
超過料金 (1時間につき)	一般	150円	300円
	こども(高校生)	100円	150円
	こども(小中学生)	50円	150円
	幼児	50円	0円
回数券	一般	4,700円	7,000円
	こども(高校生)	3,100円	3,500円
	こども(小中学生)	1,500円	3,500円
	幼児	1,500円	0円

2 改正の内容

(ウ) 総合プール

② 貸館料

区 分			9～13時 (4時間料金)		13～17時 (4時間料金)		超過料金 (1時間につき)	
			現 行	改正案	現 行	改正案	現 行	改正案
全面利用	50m プール	平日	35,619円	46,280円	71,238円	92,560円	10,685円	12,820円
		土日祝	44,000円	57,400円	88,000円	114,800円	13,200円	15,900円
	25m プール	平日	17,809円	23,120円	35,619円	46,240円	5,342円	6,940円
		土日祝	23,047円	29,840円	46,095円	59,680円	6,914円	8,960円
	50m +25m	平日	53,428円	69,400円	106,857円	138,800円	16,028円	19,760円
		土日祝	67,047円	87,240円	134,095円	174,480円	20,114円	24,860円

区 分	現 行	改正案
利用者が準備又はリハーサルのために利用する場合の金額	表に掲げる額の4割に相当する額	表に掲げる額の5割に相当する額

区 分			1時間につき	
			現 行	改正案
コース利用	50m プール	平日	2,304円	2,990円
		土日祝	2,828円	3,680円
	25m プール	平日	1,361円	1,900円
		土日祝	1,676円	2,340円

2 改正の内容

(エ) 神の島プール

① 入館料（プール）

区 分		現 行	改正案
基本料金 (2時間につき)	一般	380円	570円
	こども（高校生）	250円	290円
	こども（小中学生）	120円	290円
	幼児	120円	0円
超過料金 (1時間につき)	一般	120円	240円
	こども（高校生）	80円	120円
	こども（小中学生）	40円	120円
	幼児	40円	0円
回数券	一般	3,800円	5,700円
	こども（高校生）	2,500円	2,900円
	こども（小中学生）	1,200円	2,900円
	幼児	1,200円	0円

② 入館料（浴室）

区 分		現 行	改正案
一般		220円	240円
こども（中学生・高校生）		220円	120円
こども（小学生）		110円	120円
回数券	一般	2,200円	2,400円
	こども（中学生・高校生）	2,200円	1,200円
	こども（小学生）	1,100円	1,200円

2 改正の内容

(エ) 神の島プール

③ 貸館料

区 分			1時間につき	
			現 行	改正案
コース利用	25m プール	平日	1,107円	1,540円
		土日祝	1,384円	1,930円
和室			81円	160円

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

2 改正の内容

(3) アーチェリー場（長崎市アーチェリー場条例）

ア 使用料の改定（別表（第5条関係））

（ア）入館料

区 分		現 行	改正案
一般		104円	200円
こども（高校生）		73円	100円
こども（小中学生）		52円	100円
回数券	一般	1,040円	2,000円
	こども（高校生）	730円	1,000円
	こども（小中学生）	520円	1,000円

（イ）貸館料

区 分	現 行	改正案
平日	3,771円	4,900円
土日祝	5,657円	7,350円

区 分	現 行	改正案
利用者が準備又はリハーサルのために利用する場合の金額	表に掲げる額の4割に相当する額	表に掲げる額の5割に相当する額

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 使用料の再算定

(1) 体育館

ア 算定結果

(ア) 深堀体育館

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
スポーツ施設	深堀体育館	9,477,877円	414㎡	3,696時間	15.2%	41円	50%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬ (⑫と同じ)	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
					金 額 ⑫	理 由		
卓球 (98.00)	157円	-	-	-	310円	同種料金統一	310円	153円
バドミントン (124.74)	256円	-	-	-	380円	同種料金統一	380円	124円
バレーボール (360.00)	644円	-	-	-	900円	同種料金統一	900円	256円
バスケットボール (588.00)	644円	-	-	-	900円	同種料金統一	900円	256円

3 使用料の再算定

(イ) 三和体育館

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
スポーツ施設	三和体育館	12,560,186円	588㎡	4,308時間	26.3%	19円	50%

使用料項目 (㎡) ⑦		現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小 さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
体育館専用利用 (588.00)	平日	1,100円	11,172円	5,586円	1,540円	1,540円	440円
	土日祝	1,320円	11,172円	5,586円	1,840円	1,840円	520円
会議室 (24.00)	平日	220円	456円	228円	440円	440円	220円
	土日祝	261円	456円	228円	390円	390円	129円

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬ (⑫と同じ)	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
					金 額 ⑫	理 由		
卓球 (98.00)	104円	-	-	-	310円	同種料金統一	310円	206円
バドミントン (124.74)	104円	-	-	-	380円	同種料金統一	380円	276円
バレーボール (360.00)	157円	-	-	-	900円	同種料金統一	900円	743円
バスケットボール (588.00)	220円	-	-	-	900円	同種料金統一	900円	680円

3 使用料の再算定

(ウ) 琴海南部体育館

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
スポーツ施設	琴海南部体育館	34,977,383円	2,126㎡	4,308時間	36.5%	10円	50%

使用料項目 (㎡) ⑦		現行料金 (冷暖房がある 場合はその料 金を含む) ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小 さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
体育館	1階 (935.16)	1,424円	9,351円	4,675円	1,990円	1,990円	566円
	2階 (1061.72)	220円	10,617円	5,308円	440円	440円	220円
会議室 (129.38)		492円	1,293円	646円	390円	390円	-102円

3 使用料の再算定

(工) 三重体育館

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
スポーツ施設	三重体育館	10,340,270円	743㎡	4,308時間	22.7%	14円	50%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬ (⑫と同じ)	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
					金 額 ⑫	理 由		
卓球 (98.00)	157円	-	-	-	310円	同種料金統一	310円	153円
バドミントン (124.74)	256円	-	-	-	380円	同種料金統一	380円	124円
バレーボール (360.00)	644円	-	-	-	900円	同種料金統一	900円	256円
バスケットボール (684.40)	644円	-	-	-	900円	同種料金統一	900円	256円
その他 (684.40)	644円	-	-	-	900円	同種料金統一	900円	256円

使用料項目 (㎡) ⑦		現行料金 (冷暖房がある 場合はその料 金を含む) ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小 さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
会議室	第1 (33.70)	204円	472円	236円	200円	200円	-4円
	第2 (24.40)	204円	342円	171円	200円	200円	-4円

3 使用料の再算定

(オ) 諏訪体育館

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
スポーツ施設	諏訪体育館	13,427,531円	1,353㎡	3,524時間	31.6%	9円	50%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の小 さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
柔道場または剣道場 (283.38)	419円	2,550円	1,275円	620円	620円	201円
相撲場 (112.52)	209円	1,012円	506円	410円	410円	201円
ボクシング場 (188.70)	209円	1,698円	849円	410円	410円	201円
弓道場 (485.44)	209円	4,368円	2,184円	410円	410円	201円

3 使用料の再算定

【参考：他都市類似施設】

● 体育館（1時間あたり料金）

区分	深堀体育館 三和体育館 三重体育館 (長崎市)	県立総合体育館 (長崎県)	佐世保市 体育文化館 (佐世保市)	島原復興アリーナ (島原市)	大村市体育 文化センター (大村市)	諫早市中央 体育館 (諫早市)
卓球（1台）	310円	290円	280円	230円	250円	210円
バド（1面）	380円	360円	430円	320円	250円	310円
バレー（1面）	900円	1,260円	880円	500円	1,000円	1,050円
バスケット（1面）	900円	1,260円	1,080円	500円	1,000円	1,050円

3 使用料の再算定

(1) プール

ア 算定結果（入館料）

（ア）小ヶ倉プール

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
スポーツ施設	小ヶ倉プール	6,246,491円	2,694人	2,318円	50%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥（③×④）	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧ （⑥と⑦の小さい方）	増 減 （⑧-⑤）
一 般	70円	1,159円	140円	140円	70円
こども（高校生）	40円	-	-	70円	30円
こども（小中学生）	30円	-	-	70円	40円

（イ）網場プール

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
スポーツ施設	網場プール	9,236,322円	6,210人	1,487円	50%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥（③×④）	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧ （⑥と⑦の小さい方）	増 減 （⑧-⑤）
一 般	230円	744円	460円	460円	230円
こども（高校生）	230円	-	-	230円	0円
こども（小中学生）	110円	-	-	230円	120円

3 使用料の再算定

(ウ) 総合プール

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
スポーツ施設	総合プール	317,756,743円	144,000人	2,206円	50%

使用料項目		現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧ (⑥と⑦の小さい方)	増 減 (⑧-⑤)
基本料金	一般	470円	1,103円	700円	700円	230円
	こども (高校生)	310円	-	-	350円	40円
	こども (小中学生)	150円	-	-	350円	200円
	幼児	150円	-	-	0円	-150円
超過料金	一般	150円	1,103円	300円	300円	150円
	こども (高校生)	100円	-	-	150円	50円
	こども (小中学生)	50円	-	-	150円	100円
	幼児	50円	-	-	0円	-50円
回数券	一般	4,700円	-	-	7,000円	2,300円
	こども (高校生)	3,100円	-	-	3,500円	400円
	こども (小中学生)	1,500円	-	-	3,500円	2,000円
	幼児	1,500円	-	-	0円	-1,500円

3 使用料の再算定

(エ) 神の島プール

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
スポーツ施設	神の島プール	93,604,263円	44,837人	2,088円	50%

使用料項目		現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧ (⑥と⑦の小さい方)	増 減 (⑧-⑤)
基本 料金	一般	380円	1,044円	570円	570円	190円
	こども（高校）	250円	-	-	290円	40円
	こども（小中）	120円	-	-	290円	170円
	幼児	120円	-	-	0円	-120円
超 過 料 金	一般	120円	1,044円	240円	240円	120円
	こども（高校）	80円	-	-	120円	40円
	こども（小中）	40円	-	-	120円	80円
	幼児	40円	-	-	0円	-40円
回 数 券	一般	3,800円	-	-	5,700円	1,900円
	こども（高校生）	2,500円	-	-	2,900円	400円
	こども（小中学生）	1,200円	-	-	2,900円	1,700円
	幼児	1,200円	-	-	0円	-1,200円

3 使用料の再算定

(エ) 神の島プール

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
スポーツ施設	神の島プール (浴場)	15,237,903円	32,331人	472円	50%

使用料項目		現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧ (⑥と⑦の小さい方)	増 減 (⑧-⑤)
基本 料金	一般	220円	236円	440円	240円	20円
	こども (中高)	220円	-	-	120円	-100円
	こども (小)	110円	-	-	120円	10円
回数 券	一般	2,200円	-	-	2,400円	200円
	こども (中高)	2,200円	-	-	1,200円	-1,000円
	こども (小)	1,100円	-	-	1,200円	100円

3 使用料の再算定

イ 算定結果（貸館料）

（ア）総合プール

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ (①÷(②×③×④))	受益者負担率 ⑥
スポーツ施設	総合プール	317,756,743円	1,446㎡	2,679時間	5.1%	1,608円	50%

(円)

使用料項目 (㎡) ⑦				現行料 金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
								金額⑫	理 由		
全面利用	50m (1050.42)	平日	9-13時	35,619	1,689,075	844,537	46,280	-	-	46,280	10,661
			13-17時	71,238	1,689,075	844,537	85,480	92,560	9-13時の2倍	92,560	21,322
			超過料金	10,685	1,689,075	844,537	12,820	-	-	12,820	2,135
		土日祝	9-13時	44,000	1,689,075	844,537	52,800	57,400	平日の1.24倍	57,400	13,400
			13-17時	88,000	1,689,075	844,537	105,600	114,800	平日の1.24倍	114,800	26,800
			超過料金	13,200	1,689,075	844,537	15,840	15,900	平日の1.24倍	15,900	2,700
	25m (395.70)	平日	9-13時	17,809	636,285	318,143	23,120	-	-	23,120	5,311
			13-17時	35,619	636,285	318,143	46,280	46,240	9-13時の2倍	46,240	10,621
			超過料金	5,342	636,285	318,143	6,940	-	-	6,940	1,598
		土日祝	9-13時	23,047	636,285	318,143	29,960	29,840	平日の1.29倍	29,840	6,793
			13-17時	46,095	636,285	318,143	55,280	59,680	平日の1.29倍	59,680	13,585
			超過料金	6,914	636,285	318,143	8,980	8,960	平日の1.29倍	8,960	2,046
コース利用	50m (131.30)	平日	1時間 につき	2,304	211,130	105,565	2,990	-	-	2,990	686
		土日祝		2,828	211,130	105,565	3,670	3,680	平日の1.23倍	3,680	852
	25m (56.53)	平日		1,361	90,900	45,450	1,900	-	-	1,900	539
		土日祝		1,676	90,900	45,450	2,340	2,340	平日の1.23倍	2,340	664

3 使用料の再算定

(イ) 神の島プール

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ (①÷(②×③×④))	受益者負担率 ⑥
スポーツ施設	神の島プール	108,842,166円	485㎡	2,646時間	7.7%	1,102円	50%

使用料項目 (㎡) ⑦				現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の 小さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
コース利用	25mプール (46.74)	1時間 につき	平日	1,107円	51,507円	25,753円	1,540円	1,540円	433円
			土日祝	1,384円	51,507円	25,753円	1,930円	1,930円	546円
和室 (90.33)				81円	99,543円	49,771円	160円	160円	79円

3 使用料の再算定

【参考：他都市類似施設】

● プール（入館料・50m屋内プールあり）

区分	総合プール （長崎市）	アクション福岡 （福岡県）	SAGAアクア （佐賀県）	アクアドームくまもと （熊本県）	鴨池公園水泳プール （鹿児島県）
一般	700円	470円	500円	620円	600円
こども	350円	370円	200円	310円	400円

3 使用料の再算定

(3) アーチェリー場

ア 算定結果（入館料）

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
スポーツ施設	アーチェリー場	3,149,251円	2,993人	1,052円	50%

使用料項目		現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧ (⑥と⑦の小さい方)	増 減 (⑧-⑤)
一般		104円	526円	200円	200円	96円
こども（高校生）		73円	-	-	100円	27円
こども（小中学生）		52円	-	-	100円	48円
回数券	一般	1,040円	-	-	2,000円	960円
	こども（高）	730円	-	-	1,000円	270円
	こども（小中）	520円	-	-	1,000円	480円

3 使用料の再算定

イ 算定結果（貸館料）

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ (①÷(②×③×④))	受益者負担率 ⑥
スポーツ施設	アーチェリー場	3,149,251円	1,248㎡	2,360時間	1.4%	76円	50%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (⑩と⑪の 小さい方)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
平日 (1283.79)	3,771	97,568	48,784	4,900	4,900	1,129
土日祝 (1283.79)	5,657	97,568	48,784	7,350	7,350	1,693

【参考：他都市類似施設】

● アーチェリー場（個人利用）

区分	長崎市民 アーチェリー場 (長崎市)	佐世保市総合グラウンド アーチェリー場 (佐世保市)	城山緑地 アーチェリー場 (福岡県)	松浦河畔公園 洋弓場 (佐賀県)	森林公園 アーチェリー場 (佐賀県)
一般	200円	190円	125円	110円	220円
こども	100円	95円	60円	50円	110円

4 新旧対照表

(1) 体育館（長崎市体育館条例）

改正前								改正後	
○長崎市体育館条例								○長崎市体育館条例	
昭和48年3月31日								昭和48年3月31日	
条例第21号								条例第21号	
別表第1（第8条関係）								別表第1（第8条関係）	
区分	利用時間	午前9時から	午前1時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から	午後7時から	利用時間	金額（1時間につき）
	午前1時から	午前1時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から	午後7時から	午後9時から	卓球（1台につき）	円
	1時まで	1時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで		310
	で	で						バトミントン（1面につき）	380
								パレーボール	900
アマチュアスポーツに利用する場合	卓球（1台につき）	円	円	円	円	円	円	その他	900
		314	314	314	314	314	314		
	バトミントン（1面につき）	513	513	513	513	513	513		

4 新旧対照表

改正前

	バレーポ ール	1, 2 8 8	1, 2 8 8	1, 2 8 8	1, 2 8 8	1, 2 8 8	1, 2 8 8
	その他	1, 2 8 8	1, 2 8 8	1, 2 8 8	1, 2 8 8	1, 2 8 8	1, 2 8 8
アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合		2, 5 7 7	2, 5 7 7	2, 5 7 7	2, 5 7 7	2, 5 7 7	2, 5 7 7

備考

1

アマチュアスポーツ以外に利用する場合で、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

2

体育館を部分的に利用するとき（アマチュアスポーツに利用する場合で、卓球、パトミントン又はバレーボールに利用するときを除く。）の使用料は、市長が別に定める。

3

この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、

改正後

備考

1

利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

2

営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

3

体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。

4 新旧対照表

改正前

この表に掲げる額（備考1の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。

- 4 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第2（第8条関係）

1 専用使用料

区分		金額（1時間につき）
体育館	平日	円 1, 1 0 0
	土曜日、日曜日又は休日	1, 3 2 0
会議室	平日	2 2 0
	土曜日、日曜日又は休日	2 6 1

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

改正後

- 4 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額（備考2又は3の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。

- 5 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第2（第8条関係）

1 専用使用料

区分		金額（1時間につき）
体育館	平日	円 1, 5 4 0
	土曜日、日曜日又は休日	1, 8 4 0
会議室	平日	4 4 0
	土曜日、日曜日又は休日	3 9 0

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法

4 新旧対照表

改正前	改正後								
第178号)に規定する休日という。 2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。 3 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 4 体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。 5 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考3又は4の適用があるときは、当該適用後の額）の<u>4割</u>に相当する額とする。 6 附属設備の使用料は、市長が別に定める。 2 練習使用料 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr> <tr> <td>卓球（1台につき）</td><td>円</td></tr> </table>	区分	金額（1時間につき）	卓球（1台につき）	円	律第178号)に規定する休日という。 2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。 3 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 4 体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。 5 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考3又は4の適用があるときは、当該適用後の額）の<u>5割</u>に相当する額とする。 6 附属設備の使用料は、市長が別に定める。 2 練習使用料 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr> <tr> <td>卓球（1台につき）</td><td>円</td></tr> </table>	区分	金額（1時間につき）	卓球（1台につき）	円
区分	金額（1時間につき）								
卓球（1台につき）	円								
区分	金額（1時間につき）								
卓球（1台につき）	円								

4 新旧対照表

改正前

	104
バドミントン（1面につき）	104
バレーボール（1面につき）	157
バスケットボール（1面につき）	220

備考

1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

2 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第3（第8条関係）

区分		使用料（1時間につき）
体育館	1階	円 1,424
	2階	220
会議室		220

備考

改正後

	310
バドミントン（1面につき）	380
バレーボール（1面につき）	900
バスケットボール（1面につき）	900

備考

1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

2 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第3（第8条関係）

区分		使用料（1時間につき）
体育館	1階	円 1,990
	2階	440
会議室		390

備考

4 新旧対照表

改正前

改正後

1

利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

2

営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

3

体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。

4

利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2又は3の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。

5

附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第4（第8条関係）

1

体育館の使用料

区分	利用時間	午前9時から	午前1時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から	午後7時から

1

利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

2

営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

3

体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。

4

利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2又は3の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。

別表第4（第8条関係）

1

体育館の使用料

区分	利用時間	金額（1時間につき）

4 新旧対照表

改正前							改正後			
		午前 1	ら午後	午後 3	午後 5	午後 7	午後 9	卓球（1 台につき）	円	
		1 時ま	1 時ま	時まで	時まで	時まで	時まで			3 1 0
		で	で							
アマチュ	卓球（1 台	円	円	円	円	円	円	バドミントン（1 面につき）	3 8 0	
アスポー	につき）	3 1 4	3 1 4	3 1 4	3 1 4	3 1 4	3 1 4	バレーボール（1 面につき）	9 0 0	
ツに利用	バドミント	5 1 3	5 1 3	5 1 3	5 1 3	5 1 3	5 1 3	バスケットボール（1 面につき）	9 0 0	
する場合	ン（1 面に							その他	9 0 0	
	つき）									
	バレーボー	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2			
	ル（1 面に	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8			
	つき）									
	バスケット	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2			
	ボール（1	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8			
	面につき）									
	その他	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2			
		8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8			
アマチュアスポーツ以		2, 5	2, 5	2, 5	2, 5	2, 5	2, 5			

4 新旧対照表

改正前	改正後																			
<table><tr><td>外に利用する場合</td><td>77</td><td>77</td><td>77</td><td>77</td><td>77</td><td>77</td></tr></table> 備考 1 アマチュアスポーツ以外に利用する場合で、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 2 この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額（備考1の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。 2 会議室の使用料 <table><tr><th>区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>第1会議室</td><td>円 104</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>104</td></tr></table> 備考	外に利用する場合	77	77	77	77	77	77	区分	金額（1時間につき）	第1会議室	円 104	第2会議室	104	備考 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる額の倍額とする。 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。 2 会議室の使用料 <table><tr><th>区分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>第1会議室</td><td>円 200</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>200</td></tr></table> 備考	区分	金額（1時間につき）	第1会議室	円 200	第2会議室	200
外に利用する場合	77	77	77	77	77	77														
区分	金額（1時間につき）																			
第1会議室	円 104																			
第2会議室	104																			
区分	金額（1時間につき）																			
第1会議室	円 200																			
第2会議室	200																			

4 新旧対照表

改正前

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

備考 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第5（第10条関係）

区分	金額	利用時間	午前6時から午前7時まで	午前7時から午前8時まで	午前8時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
		午前6時から午前7時まで	午前7時から午前8時まで	午前8時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
		午前6時から午前7時まで	午前7時から午前8時まで	午前8時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
		午前6時から午前7時まで	午前7時から午前8時まで	午前8時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
柔道	アマ	円	円	円	円	円	円	円	円	円

改正後

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

別表第5（第10条関係）

利用時間	金額（1時間につき）
区分	
柔道場又は剣道場	円 620
相撲場、ボクシング場又は弓道場	円 410

4 新旧対照表

改正前											改正後										
場又は剣道場	チュ	4 1	4 1	4 1	8 3	8 3	8 3	8 3	8 3	8 3											
	アス	9	9	9	8	8	8	8	8	8											
	ポー																				
	ツに																				
	利用																				
	する																				
	場合																				
	アマ	8 3	8 3	8 3	1,	1,	1,	1,	1,	1,											
	チュ	8	8	8	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7											
	アス				6	6	6	6	6	6											
相撲	ポー																				
	ツ以																				
	外に																				
	利用																				
	する																				
	場合																				
	アマ	2 0	2 0	2 0	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1											

4 新旧対照表

改正前											改正後	
場、 ボク シン グ場 又は 弓道 場	チュ	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	アス											
	ポー											
	ツに											
	利用											
	する											
	場合											
	アマ	4 1	4 1	4 1	8 3	8 3	8 3	8 3	8 3	8 3		
	チュ	9	9	9	8	8	8	8	8	8		
	アス											
備考	ポー											
	ツ以											
	外に											
	利用											
	する											
	場合											
備考											備考	

4 新旧対照表

改正前	改正後
1 <u>アマチュアスポーツ以外に利用する場合で、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。</u> 2 <u>この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合は、この表に掲げる金額（備考1の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。</u>	1 <u>利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</u> 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。 3 <u>利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする</u>

4 新旧対照表

改正前

○長崎市民水泳プール条例

昭和48年3月31日
条例第22号

別表第1（第8条関係）

1 個人使用料

(1) 通常の料金

区分	料金（1回につき）
一般	円 70
高等学校の生徒	40
小学校の児童又は中学校の生徒	30

(2) 回数券の料金

区分	回数券（11回分）
一般	700円
高等学校の生徒	400

改正後

○長崎市民水泳プール条例

昭和48年3月31日
条例第22号

別表第1（第8条関係）

1 個人使用料

区 分	金 額 （1回につき）	回 数 券 （11回分）
一般	円 140	円 1,400
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	70	700

4 新旧対照表

改正前	改正後										
<table border="1" data-bbox="174 284 1097 411"> <tr> <td>小学校の児童又は中学校の生徒</td><td>300</td></tr> </table> 2 団体使用料 <table border="1" data-bbox="174 520 1097 957"> <thead> <tr> <th>人員</th><th>1人につき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人から49人まで</td><td>通常の料金の100分の90に相当する額</td></tr> <tr> <td>50人から99人まで</td><td>通常の料金の100分の80に相当する額</td></tr> <tr> <td>100人以上</td><td>通常の料金の100分の70に相当する額</td></tr> </tbody> </table> 備考 「1回」とは、午前9時から正午まで、午後0時30分から午後3時30分まで又は午後4時から午後6時までのそれぞれの時間帯をいう。 別表第2（第8条関係） 1 個人使用料	小学校の児童又は中学校の生徒	300	人員	1人につき	30人から49人まで	通常の料金の100分の90に相当する額	50人から99人まで	通常の料金の100分の80に相当する額	100人以上	通常の料金の100分の70に相当する額	備考 1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。 2 「1回」とは、午前9時から正午まで、午後0時30分から午後3時30分まで又は午後4時から午後6時までのそれぞれの時間帯をいう。 別表第2（第8条関係） 1 個人使用料
小学校の児童又は中学校の生徒	300										
人員	1人につき										
30人から49人まで	通常の料金の100分の90に相当する額										
50人から99人まで	通常の料金の100分の80に相当する額										
100人以上	通常の料金の100分の70に相当する額										

4 新旧対照表

改正前		改正後		
(1) 通常の料金				
区分	料金（1回につき）	区 分	金 額 （1回につき）	回 数 券 （11回分）
高等学校の生徒又は一般	230円	一般	円 460	円 4,600
小学校の児童又は中学校の生徒	110	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	230	2,300
幼児	50			
(2) 回数券の料金				
区分	回数券（11回分）			
高等学校の生徒又は一般	2,300円			
小学校の児童又は中学校の生徒	1,100			
幼児	500			
2 団体使用料				
人員	1人につき			
30人から49人まで	通常の料金の100分の90に相当する額			

4 新旧対照表

改正前

50人から99人まで	通常の料金の100分の80に相当する額
100人以上	通常の料金の100分の70に相当する額

備考

1 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。

2 附属設備の使用料の額は、市長が別に定める。

別表第3（第10条関係）

1 個人の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

ア プール

区分		基本料金 (2時間につき)	超過料金 (1時間につき)
総合プール	一般	円 470	円 150
	高等学校の生徒	310	100
	小学校の児童、中学	150	50

改正後

備考

1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

2 附属設備の使用料の額は、市長が別に定める。

別表第3（第10条関係）

1 個人の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

ア プール

区分	基本料金 (2時間につき)	超過料金 (1時間につき)	回数券 (11回分)
区 分			

4 新旧対照表

改正前

ル 神 の 島 プ ール	校の生徒又は幼児		
	一般	380	120
	高等学校の生徒	250	80
	小学校の児童、中学	120	40
	校の生徒又は幼児		

イ 浴室

改正後

総合 プール	一般	円 700	円 300	円 7,000
	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	350	150	3,500
神の 島 プ ール	一般	570	240	5,700
	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	290	120	2,900

備考 本市が主催する水泳教室の受講生の料金は、この表に掲げる基本料金に実施日数を乗じた額とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

イ 浴室

4 新旧対照表

改正前

区分		料金（1回につき）
神の島プール	大人	円 220
	小人	円 110

ウ 和室

区分		料金（1時間につき）
神の島プール	和室（1室につき）	円 81
備考 利用者が、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる料金の倍額とする。		

(2) 回数券（11回分）の料金

改正後

区分		金額 （1回につき）	回数券 （11回分）
神の島プール	一般	円 240	円 2,400
	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	円 120	円 1,200

ウ 和室

区分		料金（1時間につき）
神の島プール	和室（1室につき）	円 160
備考 利用者が、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる料金の倍額とする。		

4 新旧対照表

改正前

改正後

ア プール

区分		料金
総合 プー ル	一般	円 4,700
	高等学校の生徒	3,100
	小学校の児童、中学校の生 徒又は幼児	1,500
神の 島プ ール	一般	3,800
	高等学校の生徒	2,500
	小学校の児童、中学校の生 徒又は幼児	1,200

イ 浴室

区分		料金
神の 島プ ール	大人	円 2,200
	小人	1,100

(3) 本市が主催する水泳教室受講生の料金

通常の料金の基本料金に実施日数を乗じた額とする。この

場合において、その額に100円未満の端数があるときは、

4 新旧対照表

改正前

その端数金額を切り捨てた額とする。

2 団体の利用に係る基準額

人員	1人につき
30人から49人まで	通常の料金の100分の90に相当する額
50人から99人まで	通常の料金の100分の80に相当する額
100人以上	通常の料金の100分の70に相当する額

3 専用利用に係る基準額

(1) 入場料等を徴収しない場合

ア 全面利用

区分			利用時間		
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	超過時間 (1時間につき)
総合プール	50メートルプール	平日	円	円	円
			35,619	71,238	10,685
		日曜日又は休日	44,000	88,000	13,200
		休日	0	0	0

改正後

2 専用利用に係る基準額

(1) 入場料等を徴収しない場合

ア 全面利用

区分		金額(1時間につき)		
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	超過時間
50メートルプール	平日	円 11,570	円 23,140	円 12,820
	土曜日、日曜日又は休日	14,350	28,700	15,900

4 新旧対照表

改正前

	25メートルプール	平日	17,80	35,61	5,342
			9	9	
		日曜日又は休日	23,04	46,09	6,914
	休日	7	5		
	50メートルプール及び25メートルプール	平日	53,42	106,8	16,02
			8	57	8
		日曜日又は休日	67,04	134,0	20,11
	休日	7	95	4	

備考 この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合は、この表に掲げる料金の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

イ コース利用

区分			料金（1コース1時間につき）
総合	50メートルプ	平日	円

改正後

25メートルプール	平日	5,780	11,560	8,940
	土曜日、日曜日又は休日	7,460	14,920	8,960
50メートルプール及び25メートルプール	平日	17,350	34,700	19,760
	土曜日、日曜日又は休日	21,810	43,620	24,860

備考

1 入場料等の徴収をする場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。

2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額（備考1の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。

3 プールの水替えを指定した場合は、その実費に相当する額とする。

イ コース利用

区	分	金額（1コース1時間につき）
---	---	----------------

4 新旧対照表

改正前

プール	ール		2,304
		日曜日又は休日	2,828
	25メートルプール	平日	1,361
		日曜日又は休日	1,676
神の島プール	25メートルプール	平日	1,107
		日曜日又は休日	1,384

(2) 入場料等を徴収する場合は、入場料等を徴収しない場合の倍額とする。

(3) プールの水替えを指定した場合は、その実費に相当する

改正後

総合プール	50メートルプール	平日	2,990 円
		土曜日、日曜日又は休日	3,680
	25メートルプール	平日	1,900
		土曜日、日曜日又は休日	2,340
神の島プール	25メートルプール	平日	1,540
		土曜日、日曜日又は休日	1,930

備考

1 入場料等の徴収をする場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。

2 プールの水替えを指定した場合は、その実費に相当する額とする。

(2) 入場料等を徴収する場合は、入場料等を徴収しない場合の倍額とする。

(3) プールの水替えを指定した場合は、その実費に相当する

4 新旧対照表

改正前	改正後
額とする。 備考 1 「幼児」とは、就学前の者（3歳未満の者を除く。）をいう。 2 「大人」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。 3 「小人」とは、小学校の児童をいう。 4 利用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。 5 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、プールに入場する者から金銭を受領することをいう。 6 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 7 超過時間を計算する場合において、その時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。	る額とする。 備考 1 利用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。 2 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、プールに入場する者から金銭を受領することをいう。 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 4 超過時間を計算する場合において、その時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。

4 新旧対照表

改正前

○長崎市民アーチェリー場条例

昭和48年10月23日
条例第57号

別表（第5条関係）

1 個人使用料

(1) 施設使用料金

区分	1時間当り	回数券（11枚綴）
大人	円 104	円 1,040
高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	73	730
小学校の児童又は中学校の生徒	52	520

(2) 用具使用料金

区分	1組につき	回数券（11枚綴）

改正後

○長崎市民アーチェリー場条例

昭和48年10月23日
条例第57号

別表（第5条関係）

1 個人使用料

(1) 施設使用料金

区分	1時間当り	回数券（11枚綴）
一般	円 200	円 2,000
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	100	1,000

4 新旧対照表

改正前			改正後	
大人	円	円		
	104	1,040		
高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	62	620		
小学校の児童又は中学校の生徒	52	520		
(3) 本市が主催するアーチェリー教室受講者の料金 施設使用料金の1時間当りの金額に実施時間数を乗じて得た額(用具を使用する場合は、用具使用料金の1組につきの金額に用具使用回数乗じて得た額を加算した額)の100分の80に相当する額とする。この場合において、当該100分の80に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。 2 団体使用料			(2) 本市が主催するアーチェリー教室受講者の料金 施設使用料金の1時間当りの金額に実施時間数を乗じて得た額の100分の80に相当する額とする。この場合において、当該100分の80に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。	
人員	1人につき			
	施設使用料金(1時間当り)	用具使用料金(1組につき)		
10人以上	個人使用料の施設使用料金1時間当りの金額の100	個人使用料の用具使用料金1組につきの金額の100分の		

4 新旧対照表

改正前	改正後																		
<table><tr><td></td><td>分の90に相当する額</td><td>90に相当する額</td></tr></table> 備考 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。		分の90に相当する額	90に相当する額																
	分の90に相当する額	90に相当する額																	
3 専用使用料 (1) 入場料等を徴収しない場合 <table><tr><th>区分</th><th>施設使用料金 (1時間当り)</th><th>用具使用料金 (1組につき)</th></tr><tr><td>平日</td><td>円 3,771</td><td>円 104</td></tr><tr><td>日曜日又は休日</td><td>5,657</td><td>157</td></tr></table> 備考 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の施設使用料金は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。 (2) 入場料等を徴収する場合は、上記金額の倍額とする。 (3) 利用者の申出によりの紙の<u>はり替え</u>をしたときは、その実費を徴収する。	区分	施設使用料金 (1時間当り)	用具使用料金 (1組につき)	平日	円 3,771	円 104	日曜日又は休日	5,657	157	2 専用使用料 (1) 入場料等を徴収しない場合 <table><tr><th>区分</th><th>施設使用料金 (1時間当り)</th><th></th></tr><tr><td>平日</td><td>円 4,900</td><td></td></tr><tr><td>土曜日、日曜日又は休日</td><td>7,350</td><td></td></tr></table> 備考 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の施設使用料金は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。この場合において、当該5割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。 (2) 入場料等を徴収する場合は、上記金額の倍額とする。 (3) 利用者の申出によりの紙の<u>貼り替え</u>をしたときは、その実費を徴収する。	区分	施設使用料金 (1時間当り)		平日	円 4,900		土曜日、日曜日又は休日	7,350	
区分	施設使用料金 (1時間当り)	用具使用料金 (1組につき)																	
平日	円 3,771	円 104																	
日曜日又は休日	5,657	157																	
区分	施設使用料金 (1時間当り)																		
平日	円 4,900																		
土曜日、日曜日又は休日	7,350																		

4 新旧対照表

改正前	改正後
備考 <u>1 「大人」とは、15歳以上の者（高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年を除く。）をいう。</u> <u>2 用具使用料金の「1組」とは、弓、胸当、アームガード、クラブ及びクイバー各1個並びに矢6本をいう。</u> <u>3 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、アーチェリー場に入場する者から金銭を受領することをいう。</u> <u>4 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</u> <u>5 利用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間を含む。</u> <u>6 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。</u> <u>7 附属設備の使用料の額は、市長が別に定める。</u>	備考 <u>1 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、アーチェリー場に入場する者から金銭を受領することをいう。</u> <u>2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</u> <u>3 利用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間を含む。</u> <u>4 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。</u>

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 体育館

ア 附属設備使用料

区 分		現 行	改正案
深堀体育館	机	83円	560円
	補助椅子	20円	70円
三和体育館	机	41円	560円
	補助椅子	10円	70円

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 体育館

イ 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業のための施設を行事で利用するとき	100%	100%
本市に所在する児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	100%または 70%	100%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	50%	50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を行事で利用するとき（前項を除く）	50%	50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で施設を行事で利用するとき	60%または 70%	50%
本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で施設を行事で利用するとき	100%または 50%	50%

【参考1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 体育館

イ 減 免

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
別表の団体名欄に掲げる団体がこれに対応する同表体育館名欄に掲げる体育館を利用するとき	100%	100%	地域還元施設

(別表)

団体名	体育館名
三重地区連合自治会、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会三重支部、三重地区民生委員児童委員協議会、三重地区体育会、三重地区老人クラブ連合会、三重小学校区青少年育成協議会、畝刈小学校区青少年育成協議会、鳴見台小学校区青少年育成協議会、三重小学校育成会、畝刈小学校育成会、鳴見台小学校育成会、三重中学校育成会、三重地区防犯協会	三重体育館
深堀地区連合自治会、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会深堀支部、深堀地区民生委員児童委員協議会、深堀地区老人クラブ連合会、深堀中学校区青少年育成協議会、深堀中学校PTA、深堀小学校育友会、深堀地区防犯協会	深堀体育館

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要とみとめるとき	市長が別に定める額	市長が別に定める額

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(2) プール

ア 附属設備使用料

区 分		現 行	改正案
小ヶ倉プール 網場プール 総合プール 神の島プール	コインロッカー 小型	10円	10円
	コインロッカー 大型	20円	20円
総合プール	放送設備	534円	2,380円
	電光表示装置	6,704円	7,520円
	机	20円	20円
	補助椅子	10円	10円

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(2) プール施設

イ 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業のための施設を行事で利用するとき	100%	100%
本市に所在する児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	100%	100%
身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	本市在住者 100%	本市在住者 100% 本市在住者 以外50%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	-	50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を行事で利用するとき（前項を除く）	-	50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で施設を行事で利用するとき	60%または 70%	50%
本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で施設を行事で利用するとき	60%	50%
本市に住所を有する者（65歳以上の者に限る。）が、神の島プールの浴室を利用するとき。	50%	廃止

【参考1】 条例施行規則で制定するもの

(2) プール施設

イ 減 免

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
7月21日から8月31日までの間において、小榊小学校区の区域内に住所を有する児童で構成する団体が、神の島プール（神の島プールの浴室及び和室を除く。）を利用（当該期間内における利用が、20回までの利用に限る。）するとき。	100%	100%	地域還元施設
市長が別に定める地域に住所を有する者（別表）であり、かつ、60歳以上の者が、神の島プールの浴室を利用するとき。	100%	100%	地域還元施設
市長が別に定める地域に住所を有する者（別表）が、神の島プール（神の島プールの和室を除く。）を利用するとき。	50%	50%	地域還元施設
小榊小学校の児童又は西泊中学校の生徒が、神の島プール（神の島プールの浴室及び和室を除く。）を利用するとき。	50%	50%	地域還元施設

（別表）

木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、小瀬戸町、神ノ島1丁目、神ノ島2丁目、神ノ島3丁目

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要とみとめるとき	市長が別に定める額	市長が別に定める額

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(3) アーチェリー場

ア 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業のための施設を行事で利用するとき	100%	100%
本市に所在する児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	100%または 70%	100%
身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	-	本市在住者 100% 本市在住者 以外50%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	50%	50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を行事で利用するとき（前項を除く）	50%	50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で施設を行事で利用するとき	60%または 70%	50%
本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で施設を行事で利用するとき	100%または 50%	50%

(イ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要とみとめるとき	市長が別に定める額	市長が別に定める額

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

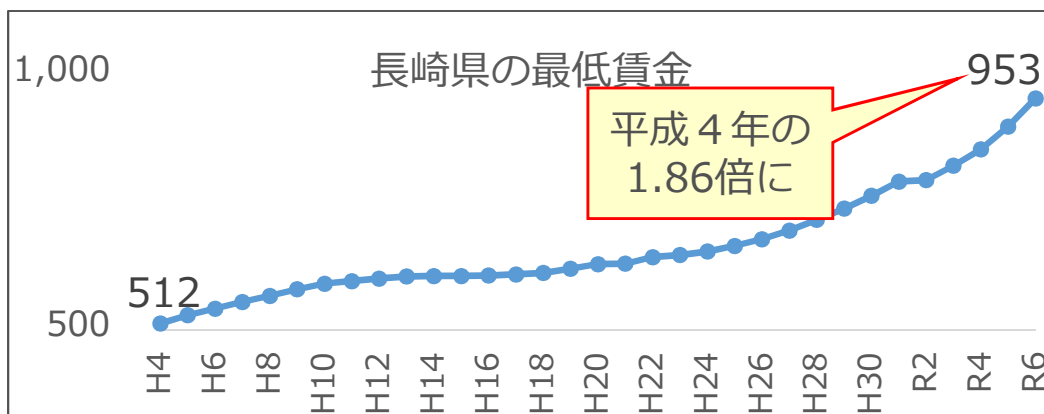
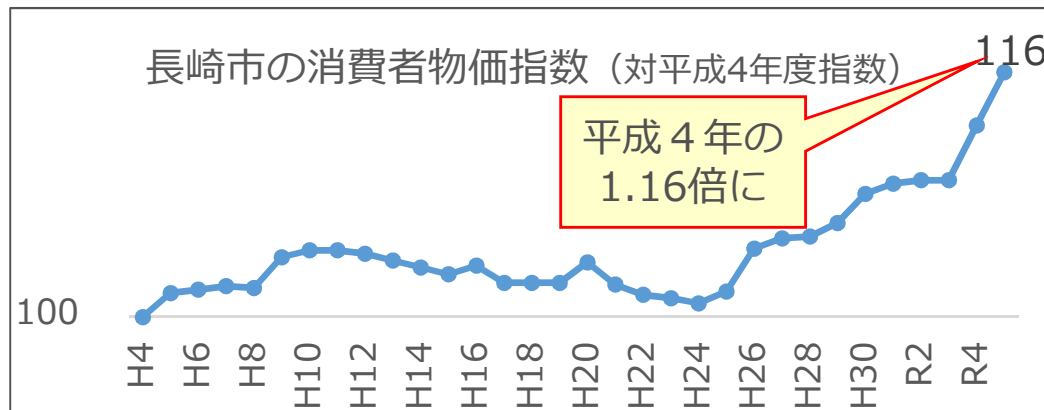
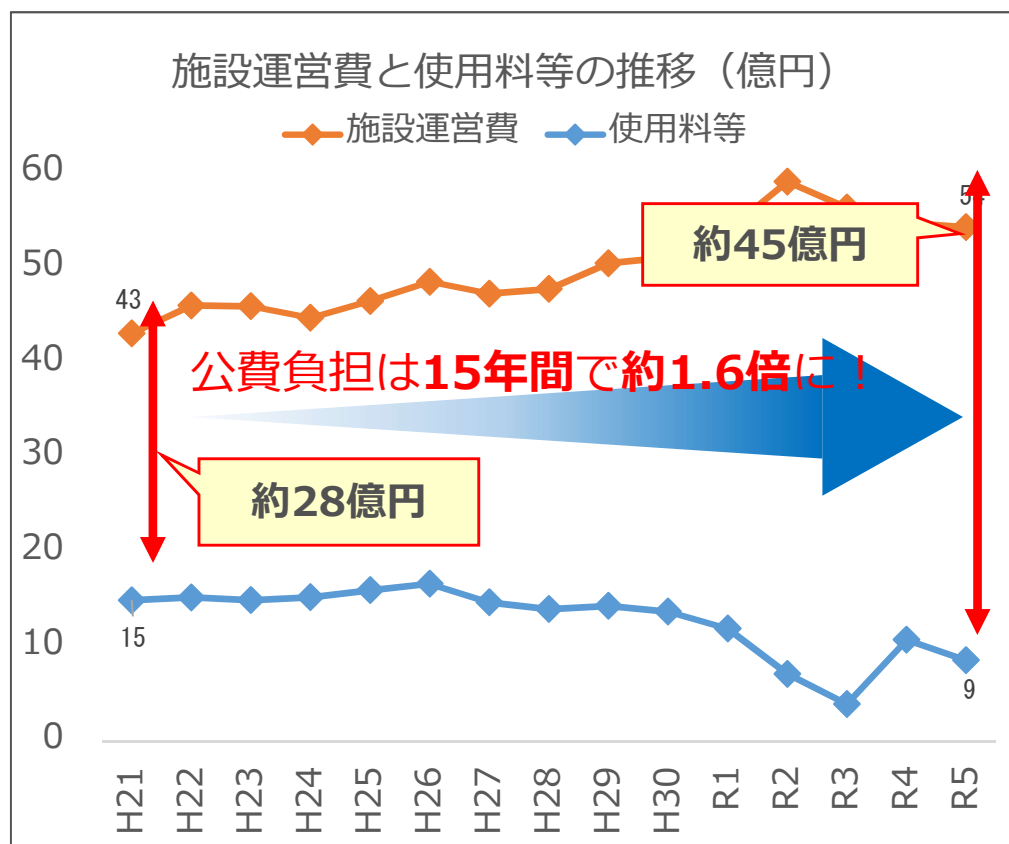
(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの施設運営費は増加し続けているため、本来、施設の利用者が負担する使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず、不足分は公費（税金等）で補っている状況である。

なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

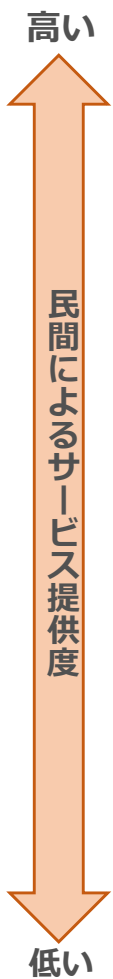
（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

エ 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

オ 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

(ア) 人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
(イ) 物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

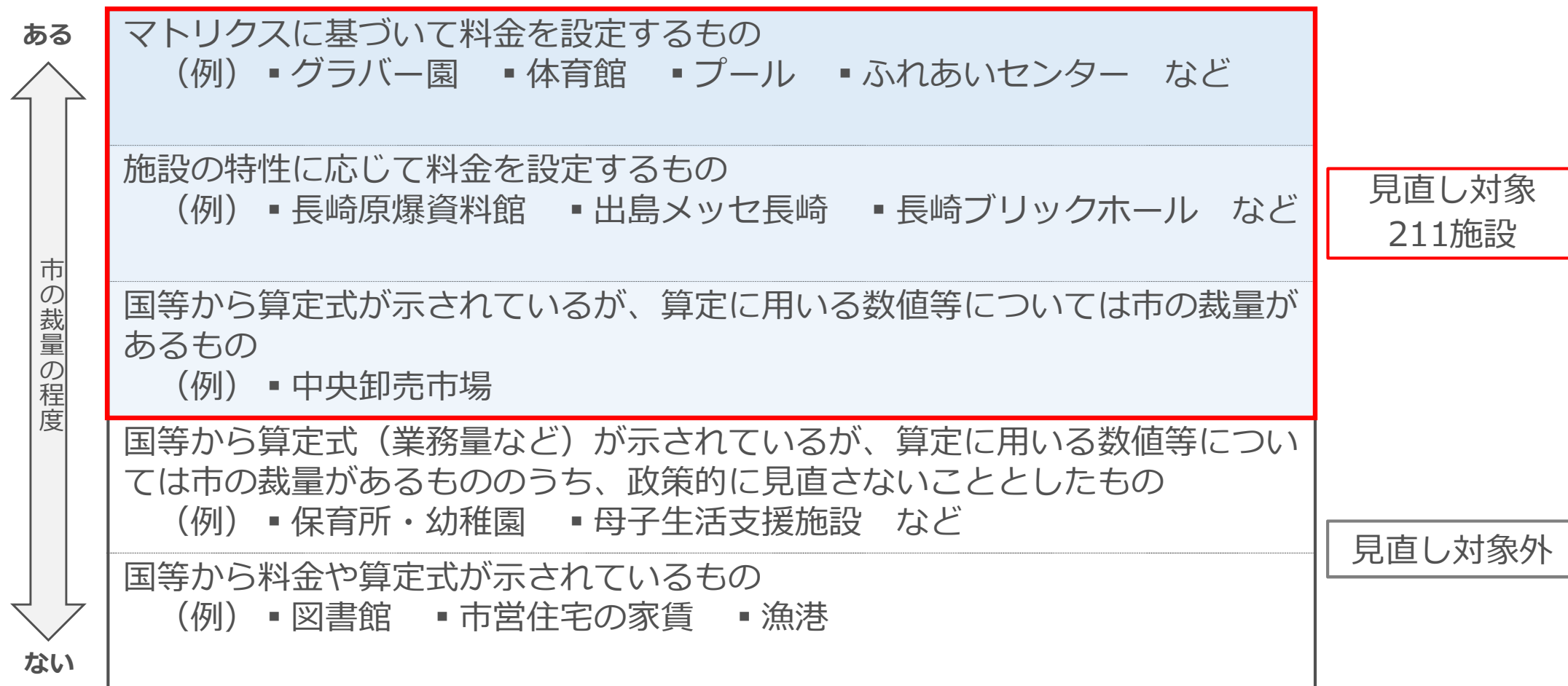
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考3】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考3】 使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（スロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考4】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

利用料金併用制の施設

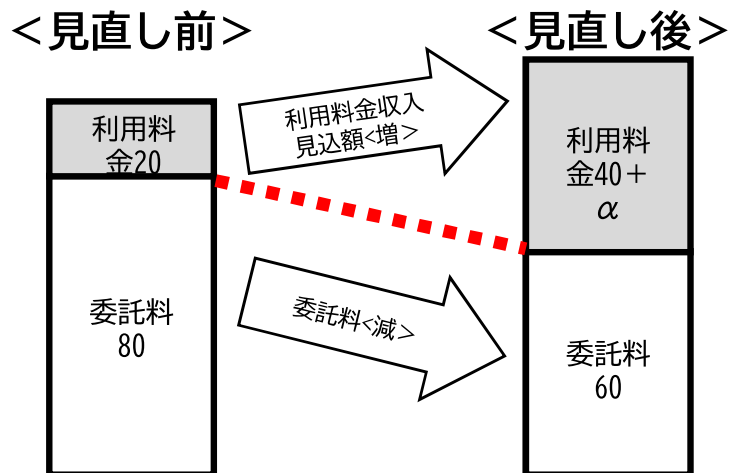
※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

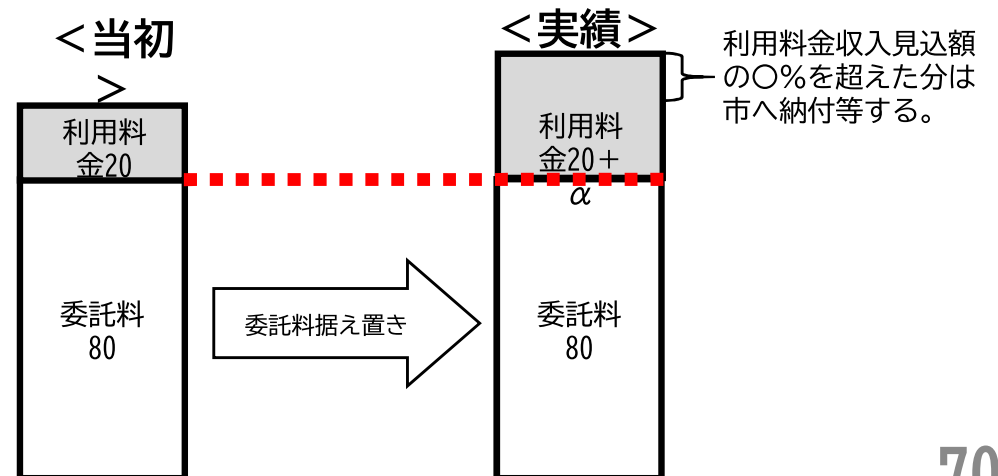
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始